

警察署の名称変更に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

広島県公安委員会規則第4号

警察署の名称変更に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(広島県警察署協議会運営規則の一部改正)

第1条 広島県警察署協議会運営規則(平成13年広島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表広島県広島北警察署協議会の項中「広島県広島北警察署協議会」を「広島県安佐南警察署協議会」に改め、同表広島県西条警察署協議会の項中「広島県西条警察署協議会」を「広島県東広島警察署協議会」に改め、同表広島県可部警察署協議会の項中「広島県可部警察署協議会」を「広島県安佐北警察署協議会」に改め、同表広島県吉田警察署協議会の項中「広島県吉田警察署協議会」を「広島県安芸高田警察署協議会」に改め、同表広島県加計警察署協議会の項中「広島県加計警察署協議会」を「広島県山県警察署協議会」に改め、同表広島県甲山警察署協議会の項中「広島県甲山警察署協議会」を「広島県世羅警察署協議会」に改める。

(交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正)

第2条 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則(昭和39年広島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表1 幹部交番の部広島県西条警察署の款中「広島県西条警察署」を「広島県東広島警察署」に改め、同部広島県加計警察署の款中「広島県加計警察署」を「広島県山県警察署」に改める。

別表2 交番の部広島県広島北警察署の款中「広島県広島北警察署」を「広島県安佐南警察署」に改め、同部広島県西条警察署の款中「広島県西条警察署」を「広島県東広島警察署」に改め、同部広島県可部警察署の款中「広島県可部警察署」を「広島県安佐北警察署」に改める。

別表3 警察官駐在所の部広島県広島北警察署の款中「広島県広島北警察署」を「広島県安佐南警察署」に改め、同部広島県西条警察署の款中「広島県西条警察署」を「広島県東広島警察署」に改め、同部広島県吉田警察署の款中「広島県吉田警察署」を「広島県安芸高田警察署」に改め、同部広島県加計警察署の款中「広島県加計警察署」を「広島県山県警察署」に改め、同部広島県甲山警察署の款中「広島県甲山警察署」を「広島県世羅警察署」に改める。

別表4 警察署の直轄する所管区の部広島県吉田警察署の項中「広島県吉田警察署」を「広島県安芸高田警察署」に改め、同部広島県加計警察署の項中「広島県加計警察署」を「広島県山県警察署」に改め、同部広島県甲山警察署の項中「広島県甲山警察署」を「広島県世羅警察署」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。